

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 4 条第 2 項第 1 号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

単位：千円

基金の名称		山口県国民健康保険財政安定化基金	
基金設置法人名		山口県	
基金の額		今回造成（積み増し）額	1,605,736 千円
		造成（積み増し）完了時における残高	5,447,346 千円
	(うち国費相当額)	今回造成（積み増し）額	0 千円
		造成（積み増し）完了時における残高	2,109,708 千円
今回造成（積み増し）をした年月日		令和7年3月25日、令和7年4月1日	
基金事業等の概要		国民健康保険の財政の安定化を図るために設ける財政安定化基金 ※国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の 2 の規定に基づいて設ける財政安定化基金	
基金事業を終了する時期		終了する時期は設定されていない （法令の規定による）	
基金事業等の目標		国民健康保険の財政の安定的な運営を図ること	